⑸　総合評価落札方式に伴う技術提案　本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等（技術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

また、提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

⑹　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認。

本工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業者の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑺　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる（但し、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。）は対象としない。）。

提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Yoshizaki Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for restoration of The Honoki water gate

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 14 May 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 29 June 2012 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 29 June 2012 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 29 June 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092―471―6331 EX. 2527

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

東北横断自動車道　宮守東和道路舗装・維持補修工事に係る建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年４月12日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　工事名　東北横断自動車道　宮守東和道路舗装・維持補修工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　岩手県遠野市宮守町下鱒沢～花巻市東和町安俵地内

３　工事内容　《アスファルト舗装工事》アスファルト舗装（延長約1,880m、面積約25,000㎡）表層（排水性As⒀、ｔ＝４㎝）基層（再生密粒度As（20Ｔ）、ｔ＝６㎝）上層路盤（再生瀝青安定処理、ｔ＝８㎝）排水構造物工、縁石工、防護柵工　一式《維持補修工事》道路維持補修（延長約24,000m）巡回、道路付属物復旧、道路清掃、道路除雪　一式

工期　契約締結日の翌日から平成28年３月31日まで

４　申請の時期

平成24年４月13日から平成24年４月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成24年４月26日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171に、持参により提出すること。

①　建設工事共同企業体協定書（下記６⑷の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事に係る「入札公告（建設工事）」（平成24年４月12日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５⑴の①から⑤までに該当する者を構成員に含む建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない建設工事共同企業体については、建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６⑴①に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び②に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　建設工事共同企業体の構成　建設工事共同企業体の構成（組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合を含む）は、アスファルト舗装工事にあっては下記①㋐の条件を、維持補修工事にあっては下記①㋑の条件を、それぞれ満たしている２社によるものとし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　次に掲げる参加資格の条件のうち、該当する資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。